

## 川崎市私道舗装助成金支給要領

### (目的)

第1条 この要領は川崎市私道舗装助成金支給規則（以下「規則」という。）第15条に基づき必要な事項を定める。

### (助成金の額)

第2条 規則第4条第1項に規定する助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則第4条第1項第1号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の9（当該工事に係る私道が行き止まり道路である場合は、10分の8）に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。
- (2) 規則第4条第1項第2号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の7に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。
- (3) 規則第4条第1項第3号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の7に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。

### (見積書の徴収)

第3条 工事施行者は、規則第5条の私道舗装助成金支給申請書（第1号様式の2）の助成申請額が1,000,000円を超えた場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の内、2社以上の者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 1件の助成金の額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

### (実績報告)

第4条 工事施行者は、当該工事完了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 見積りが行えないことに係る理由書

2 前項第1号に定める実績報告書において、1件の金額が1,000,000円を超える案件について、第3条の規定による2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 工事施行者は、市内中小企業者から見積書を徴収した場合、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は工事施行者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第2号に定める見積りが行えないことに係る理由書については、第3条ただし書きの規定により、2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出す

るものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めのない事項は、建設緑政局長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 令和2年3月31日以前に規則第4条の2第2項の規定による私道の現況調書を提出した工事については、なお従前の例による。